

賞与計算のポイント

R7.6

◆ 特に 40 歳、65 歳の介護保険料の控除に注意しましょう！

チェック項目は以下の通りです。

	チェック項目	確認
1	支給月に40歳または65歳になる人はいるか ⇒ 年齢一覧表(PX2⇒社員情報⇒24「年齢順社員一覧表」)で確認できます。 <u>月単位で判断されるため、賞与支給日以降の当月に40歳になる者でも介護保険料は発生する</u> 【例】40歳到達：1月1日生まれば前年の12月31日に40歳到達（誕生日の前日）。12月の賞与から介護保険料を控除する必要がある 65歳到達：同じ人の場合、12月31日に65歳に達するため、12月の賞与からは介護保険料の控除はしない	
2	支給月に産前産後休業・育児休業に入る者、又は取得中の者はいるか 免除期間中は、毎月の社会保険料（健康保険、厚生年金保険）と同様に免除される。（雇用保険、所得税は控除する） 免除期間 ⇒ 産前産後、育児休業を開始した日の属する月から、終了する日の翌日が属する月の前月までの期間	
3	支給月に退職者はいるか ⇒ 喪失日（退職日の翌日）の属する月の社会保険料はかからない 【例】12月30日以前の退職 → 社保は控除しない 12月31日退職（1月1日資格喪失）→ 社保は控除する	
4	賞与のひと月の支給額が150万円を超える人がいるか（厚生年金保険料の上限は150万円。150万円で計算する）	
5	政府管掌の健康保険の被保険者で、年度累計(4月1日～翌年3月31日の期間)が上限（573万円）を超えて賞与が支給された人がいるか ⇒ 上限を超えた額は健康保険料控除の対象外（「健康保険標準賞与額累計申出書」を提出する）	
6	源泉所得税を特殊な計算方法で算出すべき人はいるか ⇒ 特殊計算にて税額を算出する 【特殊な計算が必要なケース】 ①前月の給与が無いケース（産休等で）⇒ 賞与の課税支給額の1/6の額を月額表に基づき所得税を出し、6倍する ②賞与の支給額が前月給与の課税支給額の10倍を超えるケース （賞与の課税支給額の1/6+前月の課税支給額）→（月額表に基づき所得税を算出）→ （算出した税額－前月の税額）×6＝賞与の所得税額	
7	各広域事務センター又は年金事務所に、支払日から5日以内に「賞与支払届」を提出したか（総括表、押印不要）	